

中国における知的財産権の取引に関連する税制

隆櫻知財コンサルティンググループ 代表

中南財經政法大学 元総長、
同大学知識産権研究センター センター長・教授、
中国知識産権法学会 名誉会長

富永 隆介

吳 漢東



要約

中国の特許出願件数が、直近7年間に渡り世界一となっており、中国政府の知財戦略の重点が「知的財産権の蓄積」から「知的財産権の活用」に移行しつつある。中央政府の旗振りの下、全国各地において知的財産権の取引をテーマとしたイベントが多数開催されている。広州市の「広東省知的財産権取引博覧会」、上海市の「中国（上海）国際技術輸出入交易会」などが挙げられる。2017年、特許権を抵当とした融資金額は720億人民元（前年比65%増加）、商標を抵当とした融資金額は369億人民元、著作権を抵当とした融資金額は59.8億人民元に上る。同年、中国が対外に支払った知的財産権のロイヤリティ費は286億米ドルに上る。中国における知的財産権の取引の強化という大きな社会の潮流の中で、日本企業がこれまでに中国で蓄積してきた特許権の譲渡・実施許諾などの活用が、今後の重要な経営課題になる。特許権の譲渡・実施許諾（取引）する際に、譲渡人と被譲渡人との間で、又は実施許諾者と被実施許諾者との間で金銭のやり取りを伴うことが通常であるため、当該取引には税金が発生する。このため、知的財産権を取引する際に、当該取引について発生する税金を把握することが必要である。今後、日本国弁理士には中国特許権の取得のサポートについてのみならず、中国特許権の取引についても重要な役割を果たすことが期待されている。そこで、本稿では中国における知的財産権の取引などとそれに伴って発生する税金との関係について説明し、日本国弁理士が中国特許権の取引についてのコンサルティングの一助にしたい。

目次

1. はじめに
2. 中国における知的財産権の取引と税制
 2. 1 中国の税制制度
 2. 2 企業所得税
 2. 3 増値税
 2. 4 都市維持建設税
 2. 5 教育費附加
 2. 6 印花税
 2. 7 中国における知的財産権の取引で発生する税金の試算例
3. 中国における知的財産権の取引と優遇税制
 3. 1 ハイテク企業の優遇税制
 3. 2 技術譲渡所得の減免
 3. 3 研究開発費用の控除
 3. 4 「四技収入」に関する増値税の減免
4. 知的財産権の取引過程における税務問題
 4. 1 自主開発、共同開発、委託開発に関する税務問題
 4. 2 知的財産権の取引契約と取引金額に関する税務問題
 4. 3 日本の親会社と中国現地の子会社との間の知的財産権の取引に関する税務問題
5. おわりに

1. はじめに

近年、中国における特許出願件数が世界一になり、中国政府の知財戦略の重点が「知的財産権の蓄積」から「知的財産権の活用」に移行しつつある⁽¹⁾。「知的財産権の活用」の一環として、知的財産権の取引が中国で注目されている。例えば、「2013年全国特許実力状況報告（原文：2013年全国专利实力状况报告）」によれば、2013年北京市のみで特許実施許諾契約の登録件数が477件に上った。2017年8月に広東省で初の「広東省知的財産権取引博覧会（原文：广东知识产权交易博覧会）」が開催され、開幕式には広東省省長や国家知的財産権局副局長が臨席し、知的財産権の取引に中央政府・地方政府ともに注力していることが伺える。広東省知的財産権取引博覧会の開催期間は2日間であったが、189機関が博覧会に参加し、9143件の知的財産権が展示され、知的財産権の取引金額が7.2億人民元に上った⁽²⁾。



(図1:「広東省知的財産権取引博覧会」の記者会見の様子)

また、中国各地においても知的財産権の取引をテーマとしたイベントが多数開催されている。例えば、上海において「中国（上海）国際技術輸出入交易会」が開催され、深セン市において「中国国際ハイテク技術交易会」が開催され、大連市において「大連国際特許技術・製品交易会」が開催され、南京市において「紫金知的財産権国際サミット」が開催されている。紫金知的財産権国際サミットにおいて、日本ブランドである「ほにや（Honiya）」が中国市場におけるブランドの使用許諾権をオークションにかけた⁽³⁾。日本企業は中国市場での知的財産権の取引活動におけるプレゼンスを高めている。

また、特許行政年次報告書 2017 年版によれば、2015 年の一年間の中国における日本企業の特許登録件数は、36,418 件に上る。日本企業がこれまでに中国で蓄積してきた特許権の譲渡・実施許諾などの活用が、中国における知的財産権の取引の強化という大きな潮流の中で、今後の重要な経営課題になる。

特許権の譲渡・実施許諾（取引）する際に、譲渡人と被譲渡人との間で、又は実施許諾者と被実施許諾者との間で金銭のやり取りを伴うことが通常であるため、当該取引には税金が発生する。このため、知的財産権を取引する際に、当該取引について発生する税金を把握することが必要である。

中国において、知的財産権の取引などについて様々な優遇税制があるため、このような優遇税制を活用すれば、企業の支出を低減できるため、企業の経営に直接的な良いインパクトを与えることができる。一方、納付すべき税金が納税していない場合、事後的な税務調査により、膨大な罰金などが課されるリスクがある。

さらに、近年、中国政府は、社会信用力制度の構築

に力を入れており、社会的誠実性（誠信）は企業にとって、重要な無形財産になっている。社会的誠実性が良好な企業は、社会から信用され、より円滑な事業活動を展開することができる。（中国において、日本企業は契約を厳守するという一般的な理解があり、社会的誠実性を大切にしてきた日本企業は今後ますます中国市場におけるビジネス機会が増大すると考えられる。）反対に、納税すべき税を納付していないと、脱税したとして、企業の信用に悪影響を与えて、今後の中国市場における企業活動が制限される恐れがある。誠実問題は、金銭で解決することはできない問題であり、深刻な問題である。一例として、「中華人民共和国税関企業信用管理暫定弁法」が施行され、税関による税関登記企業の登記、行政処罰情報のインターネット上での公示が実施されている。このため、日本企業が中国の特許権の譲渡・実施許諾などの活用を強化するにあたり、知的財産権の取引などに関連する税制には留意すべきである。

これまでは日本国弁理士は日本企業が中国特許権の取得のサポートについて大きな役割を果たしてきたが、今後はグローバル知財専門家としての日本国弁理士には中国特許権の取得のサポートについてのみならず、中国特許権の取引についても重要な役割を果たすことが期待されている。そこで、本稿では中国における知的財産権の取引などとそれに伴って発生する税金との関係について説明し、日本国弁理士の中国特許権の取引についてのコンサルティングの一助にしたい。

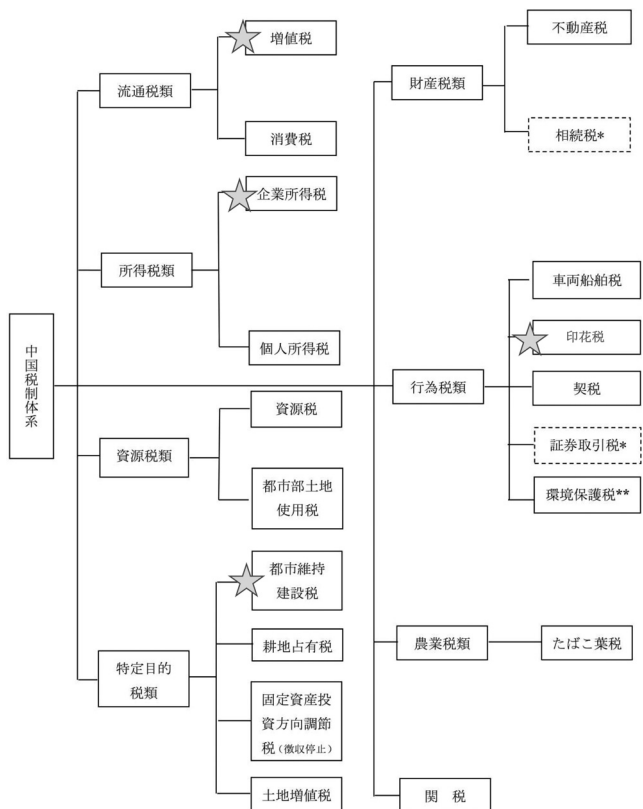
2. 中国における知的財産権の取引と税制

2. 1 中国の税制制度

中国の税法において、主要な税種として、所得税類、流通税類、資源税類、特定目的税類、財産行為税類の5種類が定められている。所得税類には、企業所得税、個人所得税が含まれる。流通税類には、増値税、消費税、営業税、関税が含まれる。資源税類には、資源税、城鎮土地使用税、土地増値税、耕地占有税が含まれる。特定目的税類には、車両購入税、都市維持建設税、煙葉税が含まれる。財産行為税類には、証券交易税、不動産税、車船税、印花税（印紙税）、契税が含まれる。

これらの税の中で、中国で知的財産権の譲渡又は実施許諾する際、主として企業所得税と、増値税と、都市維持建設税と、教育費付加と、印花税と、が関係する。図2に、中国税制の概要を示し、知的財産権の譲

渡又は実施許諾する際に関係する企業所得税と、増値税と、都市維持建設税と、教育費付加（図示なし）と、印花税と、に星印を付けた。



(図2：中国税制の概要)

以下、各税について、知的財産権の取引と関わりが深い規定について説明する。

2.2 企業所得税

企業所得税は、日本の法人税に相当し、中華人民共和国企業所得税法第6条において、「企業は貨幣形式または非貨幣形式により各種源泉から取得した収入を収入総額とする。

以下の収入が含まれる。

- (1) 物品販売収入
- (2) 役務提供収入
- (3) 財産譲渡収入
- (4) 株式利子、配当金等の権益性投資収益
- (5) 利息収入
- (6) 賃貸料収入
- (7) 特許権使用料収入
- (8) 受贈益収入
- (9) その他の収入」

と定められており、知的財産権の譲渡から得られた収入は無形財産譲渡収入として、知的財産権の実施許諾

から得られた収入は特許権使用料収入として、企業の課税収入となる。

税率は、同法第4条において、「企業所得税の税率は25%とする。非居住者企業が本法第3項に定める所得を取得した場合は20%の税率を適用する。」と定められている。つまり、基本税率は25%であり、非居住者企業の企業所得税の税率は20%である。非居住者企業に関して、中華人民共和国企業所得税法实施条例第91条において、「非居住者企業が企業所得税法第27条第(5)号に規定する所得を取得した場合、10%の軽減税率により企業所得税を徴収する。」を定められており、同法第27条第(5)号において、「企業の同法第3条第3項に規定する所得に対し、企業所得税を免除、軽減することができる。」と定められている。本法第3条第3項において、「非居住者企業が中国国内に機構・場所を設立していない場合、或いは機構・場所を設立しているが、取得した所得がその機構・場所と実質的に関連しない場合、その中国国内に源泉のある所得について企業所得税を納付しなければならない」と定められている。つまり、非居住者企業が中国国内に機構・場所を設立していない場合、或いは機構・場所を設立しているが、取得した所得がその機構・場所と実質的に関連しない場合、企業所得税が10%の軽減税率により徴収される。さらに、中国と非居住者企業の所在国とが二国間租税条約で優遇規定がある場合、当該規定に基づきより低率の納税税率が適用される。

また、企業を買収などする場合、居住者企業であるかに関わらず、「国家税務総局による企業合併・分割業務に関する所得税問題に関する通知（原文：国家税务总局关于企业合并分立业务有关所得税问题的通知）」において、合併企業が被合併企業又は被合併企業の株主に支払う買収金額に対しても、一定条件下、企業所得税を低減できる旨が規定されている。

なお、個人から知的財産権を譲渡してもらう場合、当該個人は個人所得税を納税する義務があり、税率は20%である。対価を支払う側の譲受人が当該個人の代わりに個人所得税を源泉徴収し、納税する必要がある。

2.3 増値税

増値税とは、日本の消費税に相当し、中国国内で物品の販売および加工、修理修繕等の役務提供、物品の輸入などに生まれた付加価値に課される税金をさす。

2016年5月1日から、「營改増」と呼ばれる税制改革により、営業税の課税対象から増値税の課税対象に全面的に移行した。知的財産権に関する取引は全て増値税の課税対象となった。知的財産権の譲渡又は実施許諾の収入に対して6%の課税税率が適用される。

2. 4 都市維持建設税

都市維持建設税とは、都市のインフラ整備に充てられる資金を確保するための税金であり、「都市維持建設暫行条例」に基づき、企業が所在する都市の規模に応じて、増値税の1~7%の課税税率が適用される。

2. 5 教育費付加

教育費付加とは、教育振興のための資金を確保するための税金であり、「教育費付加徴収暫行規定」に基づき、増値税の1~7%の課税税率が適用される。

なお、従来、都市維持建設税・教育費付加は中国企業のみ課税されていたが、「国内外資企業および個人の都市維持建設税および教育費付加制度統一に関する通知」(国発〔2010〕35号)に基づき、2010年12月1日から日系企業などの外資企業に対しても課税されることになった。

2. 6 印花税

印花税とは、日本の印紙税に相当し、印花税暫行条例に定められた13の課税文書を作成または受領する企業、行政単位、その他団体、個人事業者及びその他個人に課税される税金をさす。

課税文書は、中国国内で法的効力を有し、中国の法律の保護を受けるものが全て対象とされ、中国国外で作成される文書も含まれる。知的財産権の譲渡契約又は実施許諾契約は課税文書に該当する。なお、日本企業同士の中国現地法人の間で中国特許権の譲渡又は実施許諾契約を締結した場合も印花税の納付が必要である。

「国家税務局による技術契約に対する印花税徴収問題に関する通知(原文:国家税務局关于对技术合同征收印花税问题的通知)」(1989)国税地字第34号の第1条において、技術譲渡には、特許権の譲渡、特許を受ける権利の譲渡、特許権の実施許諾、非特許技術の譲渡が含まれると定められている。特許を受ける権利の譲渡と非特許技術譲渡に関する契約は「技術契約」に該当するものとし、特許権の譲渡と特許権の実施許諾

に関する契約は、「財産所有権譲渡契約」に該当するものとし、印花税税率表において、「技術契約」の税率は契約書記載金額の0.03%であり、「財産所有権譲渡契約」の税率は契約書記載金額の0.05%であると定められている。なお、「技術契約」の契約書記載金額とは、契約書に記載された報酬金額を指し、研究開発費用については課税金額に含まれない。また、商標権又は著作権の譲渡・実施許諾契約は、「財産所有権譲渡契約」に該当するものとし、税率は契約書記載金額の0.05%であると定められている。私見ではあるが、印花税は企業所得税や増値税などと比較するとマイナーな存在であるため、実務において失念することがないように、留意すべきである。

2. 7 中国における知的財産権の取引で発生する税金の試算例

以下、日本の親会社が中国の子会社(又は中国の他の企業)からロイヤリティを受け取るケースで発生する税金を試算する。簡単のために、優遇税制を考慮せず、企業所得税の税率を10%、増値税の税率を6%、都市維持建設税の税率を3%、教育費付加の税率を5%であると仮定し、契約金額は100,000人民元である場合に発生する税金を試算する。なお、印花税は少額のため、考慮しないものとする。

なお、増値税はロイヤリティ収入の外税であるため、企業所得税の課税所得額を計算するにあたり、外税を含まない収入金額を計算する必要がある。外税を含まない収入金額は次の計算式により算出される。

外税を含まない収入金額=外税を含む収入金額÷(1+適用税率)

・企業所得税

$$\begin{aligned} \text{企業所得税の課税所得金額} &= 100,000 \div (1 + 6\%) \\ &= 94,340 \end{aligned}$$

$$\text{企業所得税} = 94,340 \times 10\% = 9,434$$

・増値税

$$\text{増値税} = 94,340 \times 6\% = 5,660$$

・都市維持建設税

$$\text{都市維持建設税} = 5,660 \times 7\% = 396$$

・教育費附加

$$\text{教育費附加} = 5,660 \times 5\% = 283$$

以上より、当該取引で発生する税金は、企業所得税(9,434人民元)、増値税(5,660人民元)、都市維持建設

税（396 人民元）、教育費附加（283 人民元）の合計 15773 人民元となる。

3. 中国における知的財産権の取引と優遇税制

中国において、イノベーションを奨励し、知識経済を発展させるべく、知的財産権の取引などに関して様々な優遇措置が設けられている。以下、主な優遇措置を紹介する。

3. 1 ハイテク企業の優遇税制

企業所得税法第 28 条において、「条件に合致する小規模低利益企業は 20% の軽減税率により企業所得税を徴収する。国家が重点的に支援する必要のあるハイテク企業は 15% の軽減税率により企業所得税を徴収する。」を定められている。つまり、国が重点的に扶助する必要のあるハイテク企業は、企業所得税の税率を 15% に引き下げて企業所得税を徴収している。

ハイテク企業とは、「国が重点的に支援するハイテク分野」のうち、持続的な研究開発と技術成果の応用を行い、企業の核心的な自主知的財産権を形成し、かつ、これを基礎とした経営活動を展開している居民者企業など」をさす。ハイテク企業に認定されれば、税金面で大きな優遇を受けることができるので、中国企業はハイテク企業の認定に熱心であり、ハイテク企業の認定の支援が一部の中国の特許事務所の重要な業務になっている。日系企業の現地法人も前向きにハイテク企業認定を検討すべきであると考えられる。

2016 年に改正「ハイテク企業認定管理弁法」が施行された。従来、ハイテク企業として認定されるための知的財産権の保有条件について、「直近 3 年間に自主研究開発、譲受、贈与の収受、買収合併などの方法、又は 5 年以上の独占許可の方法を通じて、その主たる製品（サービス）の核心技術に対し自主知的財産権を保有していること」が要求されていた。改正により、「企業が自主研究開発、譲受、贈与の収受、買収合併などの方法により、その主たる製品（サービス）に対して、技術上核心的に支持する役割を有する知的財産権の所有権を獲得していること」とし、知的財産権を直近 3 年間に獲得しなければならない制限を削除された。

また、従来、5 年以上の独占許可による獲得方法を認めていたが、企業の自主研究開発及び技術譲渡を促進するために、改正により 5 年以上の独占許可による

獲得方法は認められないこととなった。知的財産権の 5 年以上の独占許可による獲得方法が認められなくなったことにより、日本企業は知的財産権を親会社に集約する傾向があるが、中国現地の子会社による知的財産権の権利取得や中国子会社への知的財産権の権利譲渡などの対策を検討する必要性が生じている。

ハイテク企業としての認定を受けるためには改正「ハイテク企業認定管理弁法」に規定する厳格な適用要件を充足する必要がある。認定企業は、毎年ハイテク優遇税制に該当するかどうかについて、各要件を的確に検討・判断する必要がある。仮に同税制の各要件を充足しない状況が生じた場合には、遅滞なく適用放棄の措置を講じる必要がある。安易なハイテク優遇税制の継続適用は事後的に罰金などを受ける恐れがあるからである。

3. 2 技術譲渡所得の減免

企業所得税法第 27 条及び「国家税務総局による技術譲渡の企業所得税の減免問題に関する通知（原文：国家税务总局关于技术转让所得减免企业所得税有关问题的通知）」（国税函[2009]212 号）において、「企業の下記の条件に合致した技術譲渡の所得については、企業所得税の減免ができる。

- (1) 優遇を享受する技術譲渡の主体は企業所得税法が規定する居住者企業であること
- (2) 技術譲渡が財務部、国家税務総局の規定する範囲内であること
- (3) 境内の技術譲渡が省クラス以上の科学技術部門の認定を受けること
- (4) 境外への技術譲渡が省クラス以上の商務部の認定を受けること
- (5) 國務院税務主管部門が規定する他の条件を満たすこと」

と規定されている。

また、技術譲渡に関連するサービス収入は、納税収入に算入されるか否かについて、「国家税務総局による技術譲渡の企業所得税の減免問題に関する公告通知（原文：关于技术转让所得减免企业所得税有关问题的公告）」（国家税务总局公告 2013 年第 62 号）に基づき、技術譲渡の収入に算入できる技術コンサルティング、技術サービス、技術トレーニングのサービス収入は、下記の 2 つの条件を同時に満たす必要があると定められている。

- (1) 技術譲渡契約において、当該技術譲渡に関連する技術コンサルティング、技術サービス、技術トレーニングが規定されていること
- (2) 技術コンサルティング、技術サービス、技術トレーニングの収入と当該技術譲渡の収入を同時に受け取ること

3. 3 研究開発費用の控除

企業所得税法第30条において、「企業の新技术、新製品、新工程の開発により生じる研究開発費用の支出は、課税所得額の計算時に追加控除することができる。」と定められている。さらに、企業所得税法实施条例第95条において、研究開発費用の追加控除についてさらに詳細に規定されており、「企業所得税法第30条第(1)号にいう研究開発費用の追加控除とは、企業の新技术、新製品、新製造工程の開発のために発生する研究開発費用であり、無形資産を形成せず当期損益に計上する場合は、規定に基づき実際発生額を控除した上で、研究開発費用の50%を追加控除し、無形資産を形成する場合には、無形資産原価の150%を償却することを指す。」と定められている。

3. 4 「四技収入」に関する増値税の減免

四技とは、技術譲渡、技術開発及びそれに関連する技術コンサルティング、技術サービスの4つの技術を指す。『『中共中央国務院による技術イノベーションの強化、ハイテク技術の発展、産業化の実現に関する決定』に関する徴税問題についての通知（原文：『《中共中央国務院关于加强技术创新，发展高科技，实现产业化的决定》有关税收问题的通知》）（财税字（1999）273号）において、「企業又は個人（外商投資企業、外商投資研究開発センター、外国企業と外国籍個人を含む）が技術譲渡、技術開発及びそれに関連する技術コンサルティング、技術サービスより取得した収入は営業税を免除する」と規定されている。

「中華人民共和国営業税暫行条例」において、土地使用権、特許権、非特許技術、商標、著作権、のれんの譲渡収入を含む無形資産の譲渡収入に対して5%の営業税を徴税することが規定されている。なお、「国税発（2000）166号通達」によれば、技術譲渡契約に商標権の使用許諾が規定されているにも係らず、商標権の使用料が明記されていない場合又は使用料が不当に低く設定されている場合には、実際の使用料の50%を超

えない額を商標権使用料とみなして営業税が課税される。

なお、「营改増」改革により、所定の条件に合致する技術サービスなどに関して、増値税が免除される。

4. 知的財産権の取引過程における税務問題

4. 1 自主開発、共同開発、委託開発に関する税務問題

共同開発の場合、双方が研究開発に費やした研究開発費用を追加控除することができる。それに対して、委託開発の場合、受託側は研究開発に費やした研究開発費用を追加控除することはできず（費用の50%を税引き前控除することは可能であるが）、委託側は受託側から提供された研究開発費用の明細に基づき研究開発費用を追加控除することができる。

技術譲渡に関しても委託開発と類似した問題が存在しており、技術を譲渡する側と技術を譲渡される側とにおいて、税務の待遇は相違する。とりわけ、技術譲渡において、1納税年度内に居住者企業の技術譲渡所得が500万人民元以下の部分に対しては企業所得税を免除し、500万人民元を超える部分については企業所得税を12.5%に半減する税優遇を受けることが可能である。

4. 2 知的財産権の取引契約と取引金額に関する税務問題

知的財産権の取引契約を締結する際、甲（譲渡人）と乙（譲受人）の双方とも契約中の税務に関する条項に留意する必要がある。契約で甲と乙のいずれが納税する義務があるか、取引金額は税金を含むか否かを明確に定めることが好ましい。知的財産権の取引金額に関して、両当事者は、第三者機関である外部の評価機関に当該知的財産権の取引金額の適切性についての見解を求めることが望ましいと考えられる。

企業所得税法第六章特別納税調整（譲渡価格税制）第41条において、「企業とその関連者間の取引業務が、独立取引の原則に合致せず、企業もしくはその関連者が納税すべき収入もしくは所得額を減少させる場合は、税務機関は合理的な方法に基づき調整する権利を有する。」と定められている。つまり、関連企業間の知的財産権の取引において、取引金額が通常の相場よりも低廉・不合理であれば、税務機関から利益の譲渡であると疑われ、税務調査を受ける恐れがある。

ロイヤリティ費（使用料収入）とは、企業が特許権、ノウハウ、商標権、著作権などの使用权を提供して取得した収入を指す。特に、特許権のロイヤリティ費に関して、特許権のロイヤリティ費と技術サービス費の区別に留意する必要がある。両者に対する税種が異なるからである。特許権のロイヤリティ費は、技術サービス費と同様に税率6%の増徴税が課税されることに加えて、企業所得税も課税される。

とりわけ、非居住者企業の場合、企業の技術許諾料が特許権のロイヤリティ費に該当するとき、企業所得税が課税されるが、技術サービス費は労務の範囲に属するため、労務の発生地が中国の境内ではないとき、中国境内で増徴税は課税されない。

実務では、技術サービスの提供とノウハウの許諾が混合する状況が発生することがあり、ノウハウの許諾は、通常、技術供与者から提供される相応の指導、サポート等の技術サービスを伴うものであり、純粋な技術供与は実務では少ない。一方、技術サービスの提供側が関係する技術サービスを提供すると同時に、ノウハウの使用が関連する可能性もある。その場合、技術サービス費とロイヤリティ費が密接に関連するが、中国の現行法では税制面において両者を区別して取り扱っているため、留意する必要がある。

4. 3 日本の親会社と中国現地の子会社の間の知的財産権の取引に関する税務問題

日本の親会社と中国現地の子会社の間（関連企業の間）の知的財産権の取引において、子会社は労働密集型の低付加価値の生産者の役割を果たし、親会社がローエンドな業務を子会社に遂行させることが少なくない。このような場合、子会社の企業所得税の負担を低減するために、親会社が比較的低廉な金額で子会社と知的財産権の取引することがある。グループ企業間のタックスプランニングとして、このようなスキームは合理的である場合もあるが、しかしながら、このようなスキームを採用すると、子会社は親会社からハイテク技術を譲渡してもらうことが困難になり、子会社はハイテク企業が享受できる15%の企業所得税の優遇税率を享受できない問題も同時に存在する。

従って、親会社と子会社などの関連企業間では、同条第2項において、「企業とその関連者が、共同開発、無形資産譲受、或いは労務提供の授受で発生コストを分担した場合は、納税対象所得額を計算する際に独立

取引の原則に基づき、分けて処理する。」が規定しているように、親会社と子会社の間で発生コストを分担し、子会社の発生コストに占めるハイテク技術の投入の比率を高めることを検討する余地もある。親会社と子会社は、あらかじめグループ全体の視点から、グループ企業間でどのようなタックスプランニングが最も望ましいかを検討すべきである。

5. おわりに

中国の税務実務において、古くから「納付しなくても済む税金は納付せず、少なく納付すれば済む税金は少なく納付し、遅く納付できる税金は遅く納付し、（最も重要な点ではあるが）納付しなければならない税金は必ず納付する」という諺がある。中国で知的財産権の取引をした場合、節税できる税金は節税し、納税すべき税は必ず納税するという事に留意すべきである。

外資企業である日本企業の現地法人が中国で納税していることから、現地法人も当然ながら中国の公共サービスを利用することができ、現地法人の競争力の強化のためにも、利用できる公共サービスは積極的に利用すべきである。例えば、知的財産に関する公共サービスとして、中国では特許を取得すると、納税地の地方政府から補助金が支給されることが多い。一例として、2016年度浙江省嘉興市秀洲区において、外資企業を含む納税地が秀洲区にある企業が米国、日本などで特許を取得（登録）した場合、35万人民元の補助金が支給される。日本などで実用新案登録を取得（登録）した場合、7000人民元の補助金が支給される。これらの政策を利用すれば、実質的に無料又は極めて低廉な金額で現地法人が中国以外の国で特許を取得することができる。さらに、中国特許金賞を獲得すれば、中国市場での知名度を高めることができるのみならず、110万人民元の補助金が政府から支給される。現地法人ひいてはグループ全体の競争力の強化に繋がる。

國務院のアクションプラン（国务院办公厅关于转发知识产权局等单位深入实施国家知识产权战略行动计划（2014-2020年）的通知国办发〔2014〕64号）において、全国技術市場登録の技術契約取引額について、2015年は1兆人民元であったが、2020年には倍増の2兆人民元にすることが明記されている。2017年、特許権を抵当とした融資金額は720億人民元（前年比65%増

加), 商標を抵当とした融資金額は 369 億人民元, 著作権を抵当とした融資金額は 59.8 億人民元である。2017 年, 中国が対外に支払った知的財産権のロイヤリティ費は 286 億米ドルである⁽⁴⁾。このように, 中国では知的財産権の取引が大変活発になっており, 日本企業も中国特許権などの知的財産権の取引に積極的になっていることから, 今後日本国弁理士には中国特許権の取引についても重要な役割を果たすことが産業界から期待されている。本稿を通じて中国における知的財産権の取引に伴って発生する税金についての理解が深まり, 日本国弁理士の中国特許権の取引についてのコンサルティングの役に立てれば, 望外の喜びである。

(参考文献)

- (1) 呉 漢東, 中国知識産権藍皮書 (The Blue book of IPR in China) (2016~2017), pp. 383 (2018)中国知識産権出版社
- (2) 广东知识产权,
https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MzA3MDc4MTIyOAA=&mid=2650747077&idx=1&sn=8613e729ebed8f3adbec221e266b495e&chksm=873c0086b04b89908f1e8320538125f3b405dc57b65b777213ff2561a67b244d0a9f752e3a35&mpshare=1&scene=1&srcid=1020tEliFhvZ8jr47Dj74dEL#rd, 参照日 2018/5/9
- (3) IPRdaily,
https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MzA4NDZjcyOA=&mid=2686665698&idx=3&sn=caee6566aa106f3ecb6590339332e3a8&chksm=ba3a8e558d4d0743cd0aa39626d3fd69d216243dfeba39969dd0ab214e98be1cb092e17a153e&scene=0#rd, 参照日 2018/5/9
- (4) 人民日报, http://www.sohu.com/a/229657095_257448, 参照日 2018/5/9

(原稿受領 2018. 5. 11)